

法令や通達の改正による整備が頻繁に行われ、知的財産侵害物品の水際取締りの強化が図られています（主要な法令改正事項は、表1参照）。

これらの改正により、日本における知的財産侵害物品の水際取締りは、世界でも最も効果的で利便性の高い制度として、権利者から評価されています。

#### 4. 輸入してはならない貨物と知的財産侵害物品

「輸入してはならない貨物」には、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造通貨、爆発物、公安・風俗を害する物品等とともに、知的財産侵害物品があります（関税法第69条の11第1項）。

輸入してはならない貨物については、従来、「輸入禁制品」として関税率法に規定されていましたが、関税法に「輸出してはならない貨物」の規定が設けられることとなったことを機に、2006年（平成18年）6月、関税法に規定されることとなりました。その際、「禁制」という用語が法令用語としては古いことから、「輸入禁制品」は「輸入してはならない貨物」に改められています。輸入してはならない貨物を関税法に規定している趣旨は、公益の保護にあります。知的財産は私権ですので、知的財産侵害については本来民事的に解決すべき問題と考えられます。しかしながら、模倣品等の知的財産侵害物品の輸入に権利者がすべて対応することは事実上困難と考えられる一方、知的財産侵害物品の輸入が横行し、大量に国内市場に流入することとなれば、品質が劣悪な侵害物品により国民の健康と安全が害されるおそれがあるほか、経済秩序が乱れることにもなりかねません。したがって、税関が自らの権限を行使して知的財産侵害物品を水際で取り締まることは、公益保護の観点から大いに意義があるものです。

輸入してはならない貨物としての知的財産侵害物品は、具体的には、関税法第69条の11第1項第9号から第10号までにおいて、次のように規定されています。

第9号：特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。）

第9号の2：意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者（意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、

証明し、又は譲渡する者を除く。）に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為（意匠法第2条第2項第1号（定義等）又は商標法（昭和34年法律第127号）第2条第7項（定義等）に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。）に係るものに限る。）

第10号：不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第19条第1項第1号から第5号まで、第7号又は第9号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品

その結果、知的財産を侵害する物品で、税関において「輸入してはならない貨物」として水際取締りの対象となるものは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（周知表示混同惹起品、著名表示冒用品、形態模倣品、保護の対象となる営業秘密の不正使用行為により生じた物品、技術的制限手段の効果を妨げる機能を有する物品）となります。

知的財産には、特許庁等に登録することにより発生するものと、創作等により直ちに発生するもの等があります。具体的な知的財産の内容、保護期間、侵害となる行為等は、それぞれの知的財産法に定められています。税関は、認定手続を通じて、特許法、商標法等に照らし、知的財産を侵害していることが明らかになった貨物に対して、関税法の規定により「輸入してはならない貨物」として輸入を差し止め、没収・廃棄を行うこととなります。

例えば、皆さんがお持ちのスマートフォンには、商標権（ロゴマーク）、意匠権（スマホのデザイン）、特許権（タッチディスプレイやバッテリー）、実用新案権（ホームボタン）、著作権（アイコン）、回路配置利用権（内部の回路配置）等の多くの知的財産が使用されています。このように、我々が日常的に利用しているものも多くの知的財産に基づき製造されています。

#### 5. 知的財産侵害物品の水際取締りの概要

第1章で述べましたように、税関は2022年に1億1,000万件以上の輸入申告を処理しています。輸入通関事務を担当する税関職員は、この膨大な量の輸入貨物の中に麻薬、覚醒剤、拳銃等が隠匿されていないか、知的財産を侵害する物品が含まれていないか、正しい納税申告がなされているか等をチェックしていま